

あけぼし保育園施設長様

インフルエンザ 経過報告書 (保護者記入)

インフルエンザの出席停止期間の基準については、学校保健安全法施行規則により

「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後3日を経過するまで*」と規定されています。

※「解熱した後3日を経過するまで」とは解熱剤を使用せずに37.4度以下になった日を解熱日0日とし、その翌日から3日間までが出席停止期間となります。

出席停止期間につきましては、裏面の参考資料をご確認ください。

自宅療養中は以下の事項をご記入の上、登園時には職員に直接ご提出をお願い致します。

クラス名		園児名							
① 受診医療機関名：									
② 発症日：	年	月	日 (病気による熱等の症状が始まった日)						
③ 診断日：	年	月	日 (医療機関で診断された日)						
④ 診断型：	A型	・	B型	・	不明	・	その他 ()		
⑤ 処方薬：	イナビル	・	リレンザ	・	タミフル	・	ゾフルーザ	・	その他 ()

⑥ 体温の経過

	月日	体温 (午前)	体温 (午後)
発症日	月 日	時 分： 度	時 分： 度
1日目	月 日	時 分： 度	時 分： 度
2日目	月 日	時 分： 度	時 分： 度
3日目	月 日	時 分： 度	時 分： 度
4日目	月 日	時 分： 度	時 分： 度
5日目	月 日	時 分： 度	時 分： 度
上記、5日目までの6日間は登園できません。これ以降は、解熱の翌日から3日間までが出席停止期間です。			
6日目	月 日	時 分： 度	時 分： 度
7日目	月 日	時 分： 度	時 分： 度
8日目	月 日	時 分： 度	時 分： 度
9日目	月 日	時 分： 度	時 分： 度
10日目	月 日	時 分： 度	時 分： 度

発症後5日目(/)を経過し、かつ、解熱日(/)の翌日から3日間を経過しましたので、本日より登園いたします。

年 月 日

保護者名：

参考資料

インフルエンザにおける出席停止期間

『出席停止期間』 = 『発症後 5 日を経過し、かつ解熱した後 3 日を経過するまで』

※発症した日を 0 日目、翌日を 1 日目として数えます。

最短でも発症日を含めて 6 日間が出席停止の期間となります。

※解熱の判断は 37.4 度以下をさします。

解熱した日を解熱 0 日目として、その翌日から 3 日間の発熱がない日を経過するまでが出席停止期間となります。

※1 日のうちで発熱したり、解熱したりした場合は発熱期間とします。

発症日	1 日目	2 日目	3 日目	4 日目	5 日目	6 日目	7 日目	8 日目	9 日目
発熱	→ 解熱	×	×	×	×	○	○	○	○
発熱	→ 解熱		×	×	×	○	○	○	○
発熱	→ 解熱			×	×	×	○	○	○
発熱	→ 解熱				×	×	×	○	○
発熱	→ 解熱					×	×	×	○

☆この経過報告書は、病院での医師の診断・治療後に保護者が記載し、出席停止期間終了後の初回登園時に職員に直接手渡しでのご提出をお願いします。

☆これとは別に医師が記入する書類などの提出は必要ありません。